

○経済産業省告示第百八十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）の一部を次のように改正し、平成二十一年五月十二日から施行する。

平成 21 年 5 月 12 日

経済産業大臣 二階 俊博

1-1 中「直吹きでウィンド形又はウォール形のもの及び」を削る。

1-3 を次のように改める。

1-3 多段階評価基準

日本工業規格 C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|-------------------------|
| ★★★★★ | 109 パーセント以上 |
| ★★★★ | 100 パーセント以上 109 パーセント未満 |
| ★★★ | 90 パーセント以上 100 パーセント未満 |
| ★★ | 80 パーセント以上 90 パーセント未満 |
| ★ | 80 パーセント未満 |